

むつ市議会第195回定例会会議録 第1号

議事日程 第1号

平成20年2月29日(金曜日)午後1時開会・開議

諸般の報告

- 第1 議席の変更
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 会期の決定
- 第4 議会運営委員の選任

【議員提出議案一括上程、提案理由説明、質疑、討論、採決】

- 第5 議員提出議案第1号 菊池一郎議員に対する議員辞職勧告決議
- 第6 議員提出議案第2号 川下八十美議員に対する議員辞職勧告決議
- 第7 議員提出議案第3号 佐々木肇議員に対する議員辞職勧告決議
- 第8 行政報告
- 第9 市長施政方針

【議案一括上程、提案理由説明】

- 第10 議案第2号 むつ市行政評価委員会条例
- 第11 議案第3号 むつ市水川目酪農振興基金条例
- 第12 議案第4号 むつ市職員の自己啓発等休業に関する条例
- 第13 議案第5号 むつ市後期高齢者医療に関する条例
- 第14 議案第6号 むつ市準用河川管理条例
- 第15 議案第7号 むつ市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 第16 議案第8号 むつ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 第17 議案第9号 むつ市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 第18 議案第10号 むつ市特別会計条例の一部を改正する条例
- 第19 議案第11号 むつ市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例
- 第20 議案第12号 むつ市育英基金条例の一部を改正する条例
- 第21 議案第13号 むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 第22 議案第14号 むつ市立学校設置条例の一部を改正する条例
- 第23 議案第15号 むつ市立学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例
- 第24 議案第16号 むつ市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
- 第25 議案第17号 むつ市介護保険事業計画等策定委員会条例の一部を改正する条例
- 第26 議案第18号 むつ市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例
- 第27 議案第19号 むつ市営住宅条例及びむつ市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例
- 第28 議案第20号 むつ市国民健康保険条例の一部を改正する条例

- 第29 議案第21号 むつ市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
- 第30 議案第22号 むつ市水道事業及び用地造成事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 第31 議案第23号 むつ市水道事業給水条例の一部を改正する条例
- 第32 議案第24号 むつ市簡易水道事業に地方公営企業法の全部を適用する条例の一部を改正する条例
- 第33 議案第25号 新たに生じた土地の確認について
- 第34 議案第26号 新たに生じた土地の町名について
- 第35 議案第27号 新たに生じた土地の確認について
- 第36 議案第28号 新たに生じた土地の町名について
- 第37 議案第29号 新たに生じた土地の確認について
- 第38 議案第30号 新たに生じた土地の町名について
- 第39 議案第31号 公有水面埋立てに係る意見について
- 第40 議案第32号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画について
- 第41 議案第33号 一部事務組合下北医療センター規約の変更について
- 第42 議案第34号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについて
- 第43 議案第35号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについて
- 第44 議案第36号 平成19年度むつ市一般会計補正予算
- 第45 議案第37号 平成19年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算
- 第46 議案第38号 平成19年度むつ市老人保健特別会計補正予算
- 第47 議案第39号 平成19年度むつ市介護保険特別会計補正予算
- 第48 議案第40号 平成19年度むつ市下水道事業特別会計補正予算
- 第49 議案第41号 平成19年度むつ市簡易水道事業特別会計補正予算
- 第50 議案第42号 平成19年度むつ市水道事業会計補正予算
- 第51 議案第43号 平成20年度むつ市一般会計予算
- 第52 議案第44号 平成20年度むつ市国民健康保険特別会計予算
- 第53 議案第45号 平成20年度むつ市後期高齢者医療特別会計予算
- 第54 議案第46号 平成20年度むつ市老人保健特別会計予算
- 第55 議案第47号 平成20年度むつ市介護保険特別会計予算
- 第56 議案第48号 平成20年度むつ市下水道事業特別会計予算
- 第57 議案第49号 平成20年度むつ市公共用地取得事業特別会計予算
- 第58 議案第50号 平成20年度むつ市魚市場事業特別会計予算
- 第59 議案第51号 平成20年度むつ市簡易水道事業特別会計予算
- 第60 議案第52号 平成20年度むつ市用地造成事業会計予算
- 第61 議案第53号 平成20年度むつ市水道事業会計予算
- 第62 報告第1号 むつ市国民保護計画について
- 第63 報告第2号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(平成19年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算)

- 第64 報告第3号 専決処分した事項の報告について
(和解及び損害賠償の額を定めることについて)
- 第65 報告第4号 専決処分した事項の報告について
(和解及び損害賠償の額を定めることについて)
- 第66 報告第5号 専決処分した事項の報告について
(和解及び損害賠償の額を定めることについて)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（29人）

1番	川 下 八 十 美	2番	澤 藤 一 雄
3番	新 谷 泰 造	4番	目 時 睦 男
5番	高 田 正 俊	6番	新 谷 功 利
7番	白 井 二 郎	8番	馬 場 重 利
9番	山 本 留 義	10番	千 賀 武 由
11番	菊 池 広 志	12番	富 岡 修
13番	佐々木 隆 徳	14番	野 呂 泰 喜
15番	岡 崎 健 吾	16番	鎌 田 ちよ子
17番	工 藤 孝 夫	18番	横 垣 成 年
19番	富 岡 幸 夫	20番	斉 藤 孝 昭
21番	中 村 正 志	22番	浅 利 竹二郎
23番	佐々木 肇	24番	半 田 義 秋
26番	川 端 一 義	27番	山 崎 隆 一
28番	川 端 澄 男	29番	村 川 壽 司
30番	村 中 徹 也		

欠席議員（1人）

25番	菊 池 一 郎
-----	---------

説明のため出席した者

市 長	宮 下 順 一 郎	副 市 長	田 頭 肇
収 入 役	田 中 實	教 委 員 育 会 長	山 本 文 三
教 育 長	牧 野 正 藏	公 管 企 業 者	杉 山 重 一
代 表 員	菊 池 十 三 夫	選 挙 管 理 会 長	佐 々 木 鉄 郎
農 委 員 業 会 長	立 花 順 一	総 務 部 長	齋 藤 純
総 務 部 事 長	西 堀 敏 夫	企 画 部 長	阿 部 昇
企 画 部 事 長	近 原 芳 栄	民 生 部 長	佐 藤 吉 男
保 健 福 祉 部 長	佐 藤 節 雄	経 済 部 長	佐 藤 純 一
建 設 部 長	成 田 豊	建 設 部 事 長	石 田 三 男

教育部長	新	谷	加	水
監査委員局長	遠	藤	雪	夫
企画課長	奥	島	慎	一
民副庶務課長	松	橋	秀	人
企工対策課長	伊	藤	道	郎
民副庶務課長	竹	山	清	信
大庁舎所長	伴		邦	雄
総務課長	松	尾	秀	一
総務課長	澁	田		剛

公企業局長	小	川	照	久
企次画部長	千	船	藤	四郎
企副画部長	鈴	木	克	郎
農委事務局局長	村	川	修	司
民環境対策課長	清	藤	巡	一
川庁舎所長	工	藤	昭	治
脇野所長	船	澤	桂	逸
総務係長	吉	田		真

事務局職員出席者

事務局長	小	島	昭	夫
総括主幹	工	藤	昌	志
庶務係長	金	澤	寿	々子
調査係長	石	田	隆	司

次長	高	田	文	明
総括主幹	柳	田		諭
庶務係長	濱	村	勝	義
議事係長	井	戸	向	秀

開会及び開議の宣告

午後 1時00分 開会・開議

○議長（村中徹也） ただいまからむつ市議会第195回定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は28人で定足数に達しております。

これから本日の会議を開きます。

諸般の報告

○議長（村中徹也） 議事に入る前に諸般の報告を行います。

まず初めに、地方自治法第121条に基づく今定例会への説明員の出席者については、お手元に配布の名簿のとおりであります。

次に、監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定に基づく例月出納検査の結果報告がありました。なお、関係書類は事務局に保管しておりますので、ご閲覧願います。

次に、2月28日、監査委員から地方自治法第199条第9項の規定に基づく財政援助団体等の監査の結果報告がありましたので、お手元に配布しております。

次に、本日市長から、工事請負契約に係る入札結果資料が提出されましたので、お手元に配布しております。

次に、去る2月14日に開催された青森県市議会議長会第3回定期総会において、むつ市議会から提出しております下北半島縦貫道路の整備促進についてが第60回東北市議会議長会定期総会提出議案として決定されましたので、ご報告いたします。

次に、去る2月15日に開催されました本庁舎移転議員説明会への出席議員18名については、会議規則第159条第1項ただし書きにより、議長が出

席議員の派遣を承認しておりますので、ご了承願います。

次に、全国市議会議長会基地協議会等の会議結果につきましては、お手元に配布の報告書のとおりでありますので、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（村中徹也） 本日の会議は……

（「議長、議事進行、1番」の声あり）

○議長（村中徹也） 議事進行の趣旨を申し述べてください。どうぞ。

（1番 川下八十美議員登壇）

○1番（川下八十美） 議事進行は、議長に2点ほどございます。

その1点は、きょう私たちの議席に各種の議案が提出されました。普通であれば、この議案は2月26日の議会運営委員会開催の際に総務部長からもろもろの説明があった後配布されるのが通例だと私は考えております。きょう配布されたその理由を第1点にお伺いをしたいと思います。

それから、第2点目は、私はずっとこれを見させていただきましたが、ずっとこの中身を見させていたいただきましたけれども、この中身の中に12月定例会の会議録、いわゆる議事録が入っておりません。先ほど議長からの事務報告の中で、それは報告にはありましたけれども、12月定例会の会議録の経緯に関しては、本会議で報告しなければならないものと私は認識しております。このことを議長からお伺いしたいがために議事進行を提出いたしましたので、許可を与えていただいたうえで、もう一度改めてお話をさせていただきます。

○議長（村中徹也） 発言を求めた川下議員に、休憩をとりまして、1つだけ意味不明ですので、お聞きをしたいと思います。

暫時休憩いたします。

午後 1時05分 休憩

午後 1時06分 再開

○議長（村中徹也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま川下八十美議員から出されました議事進行の発言の許可につきましては、1点目が意味不明でございますので、許可いたしません。

2点目でございますが、そういうルールも会議規則もございません。いかなる場面でも12月定例会のことは報告いたしておりますので、以上、却下いたします。

議事を進めます。

（「議長、議事進行」の声あり）

○議長（村中徹也） 川下八十美議員、同じ議事進行ですか。

○1番（川下八十美） 議事進行は、会議規則に基づいた議長に対しての私は議事進行を出しているのですよ。それを議長が受けないということは、どういうことですか。

○議長（村中徹也） 川下八十美議員に申し上げます。

会議規則、法律に基づいておりませんので、受け付けをいたしません。ご了承願います。

○議長（村中徹也） 本日の会議は議事日程第1号により議事を進めます。

（「議長、議事進行、3番新谷泰造」
の声あり）

○議長（村中徹也） 議事進行の趣旨を申し述べてください。

（3番 新谷泰造議員登壇）

○3番（新谷泰造） むつ市議会第94回定例会会議録の日程第29 議案第103号 むつ市庁舎移転の位置変更についての賛否を問う住民投票条例制定についての私の反対討論を村中議長が職権で4カ所を削除したのは違法であり、削除は無効である。

したがって、私は村中議長に対し……

○議長（村中徹也） 新谷泰造議員、発言をやめなさい。

ここであなたに注意します。議長職務権限という内容を把握しておっしゃっておりますか。あなたは、ここで申し上げます、裁判予告もしております。何を今さら弁明するのですか。会期不継続です。それに、きちんと勉強しなさい。第何回定例会とおっしゃったかわかっていますか。発言を許可しません。自席に戻りなさい。

日程第1 議席の変更

○議長（村中徹也） 日程第1 議席の変更を議題といたします。

会議規則第4条第3項の規定により、お手元に配布の議席図のとおり、議席の一部を変更したいと思います。

変更となる議席番号及び氏名を職員に朗読させます。

（事務局長議席番号・氏名朗読・
別紙議席表）

○議長（村中徹也） お諮りいたします。

ただいま朗読したとおり、議席の一部を変更することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、ただいま朗読したとおり、議席の一部を変更することに決定いたしました。

それでは、ただいま決定いたしました議席にそれぞれ着席願います。

暫時休憩いたします。

午後 1時10分 休憩

午後 1時10分 再開

○議長（村中徹也） 休憩前に引き続き会議を開き

ます。

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（村中徹也） 次は、日程第2 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第82条の規定により、6番新谷功議員及び7番白井二郎議員を指名いたします。

日程第3 会期の決定

○議長（村中徹也） 次は、日程第3 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から3月21日までの22日間としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月21日までの22日間と決定いたしました。

日程第4 議会運営委員の選任

○議長（村中徹也） 次は、日程第4 議会運営委員の選任を行います。

本件は、3名の欠員が生じたので、これを補充するため行うものであります。

お諮りいたします。議会運営委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、高田正俊議員、富岡修議員及び川端澄男議員を指名したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました高田正俊議員、富岡修議員及び川端澄男議員を議会運営委員に選任

することに決定いたしました。

日程第5～日程第7 議員提出議案 一括上程、提案理由説明、質疑、討論、採決

議員提出議案第1号

～議員提出議案第3号

○議長（村中徹也） 次は、日程第5 議員提出議案第1号 菊池一郎議員に対する議員辞職勧告決議、日程第6 議員提出議案第2号 川下八十美議員に対する議員辞職勧告決議及び日程第7 議員提出議案第3号 佐々木肇議員に対する議員辞職勧告決議の3件を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。20番斉藤孝昭議員。

（20番 斉藤孝昭議員登壇）

○20番（斉藤孝昭） 議員提出議案第1号、議員提出議案第2号及び議員提出議案第3号について、決議文の朗読をもって提案理由にかえさせていただきます。

まず、議員提出議案第1号 菊池一郎議員に対する議員辞職勧告決議について提案理由を申し上げます。

菊池一郎議員は、昨年10月に行われた、むつ市議会議長選挙をめぐる贈収賄事件で逮捕、起訴された。

菊池一郎議員は、議長に当選するため、かかる事態に至ったことは市議会議員5期のベテラン議員として、むつ市議会の範となり率先して市政の発展と市民の幸せのために全力を傾注すべき立場にあったにもかかわらず、むつ市議会やむつ市政全体に対する市民の信頼を大きく損ない、むつ市の名誉を傷つけたその責任は極めて重大であり許すことはできない。

よって、むつ市議会は、菊池一郎議員に対し、

即刻議員を辞職するよう勧告するものである。

以上、決議する。平成20年2月29日、むつ市議会。

次に、議員提出議案第2号 川下八十美議員に対する議員辞職勧告決議について提案理由を申し上げます。

川下八十美議員は、昨年10月に行われた、むつ市議会議長選挙をめぐる贈収賄事件で逮捕、起訴された。

川下八十美議員は、昨年6月定例会で可決した「清く、明るく、正しい選挙宣言都市に関する決議」の提案者であり、このような事件を絶対に起こしてはならない議員である。

また、議長経験者として、むつ市議会の範となり率先して市政の発展と市民の幸せのために全力を傾注すべき立場にあったにもかかわらず、このような事態に至ったことは、むつ市議会やむつ市政全体に対する市民の信頼を大きく損ない、むつ市の名誉を傷つけるもので、その責任は極めて重大であり許すことはできない。

よって、むつ市議会は、川下八十美議員に対し、即刻議員を辞職するよう勧告するものである。

以上、決議する。平成20年2月29日、むつ市議会。

次に、議員提出議案第3号 佐々木肇議員に対する議員辞職勧告決議について提案理由を申し上げます。

佐々木肇議員は、昨年10月に行われた、むつ市議会議長選挙をめぐる贈収賄事件で逮捕、起訴された。

佐々木肇議員は、議長経験者として、むつ市議会の範となり率先して市政の発展と市民の幸せのために全力を傾注すべき立場にあったにもかかわらず、このような事態に至ったことは、むつ市議会やむつ市政全体に対する市民の信頼を大きく損ない、むつ市の名誉を傷つけるもので、その責任

は極めて重大であり許すことはできない。

よって、むつ市議会は、佐々木肇議員に対し、即刻議員を辞職するよう勧告するものである。

以上、決議する。平成20年2月29日、むつ市議会。

以上が議員提出議案第1号から第3号までの提案理由であります。議員皆様方のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（村中徹也） これで提案理由の説明を終わります。

ただいま上程いたしました議員提出議案3件については、この後質疑、討論、採決を行います。質疑、討論は一括とし、採決は1議案ごとに行います。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出議案第1号から議員提出議案第3号までの3件については、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第1号から議員提出議案第3号までの3件については、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、発言を許可したいと思います。その前に発言を申し出た新谷泰造議員に、異例ではありますが、議長席から注意を申し述べ、その後許可したいと思います。

新谷泰造議員に申し上げます。先ほどの議事進行もそうですが、発言については、一般質問、議案質疑、討論等々ありますが、それぞれ法律、規則、実例、運用等で内容、言葉遣い及び品位、品

格を厳重に定めております。それを調査研究したうえで、議員の品位保持のために、その範囲を超えない発言を注意し、新谷泰造議員の発言を許可します。3番新谷泰造議員。

(3番 新谷泰造議員登壇)

○3番(新谷泰造) 菊池一郎議員に対する議員辞職勧告決議についての反対討論。

私は、議員の出处進退は、議員本人及び支持者で決めるべきものと思っております。

さて、当選後、菊池一郎議員と私が会ったのは、昨年10月3日ごろでした。菊池一郎議員は、私に対して、議長選の投票を依頼しました。私は、ある議員から、立候補するので投票してほしいと頼まれており、親戚づき合い、また仕事の関係で世話になっているので、ある議員に投票すると約束していると言いました。もしある議員が立候補しない場合は、庁舎移転の推進派に入れるわけにいかないから、慎重派の菊池一郎氏に投票すると答えました。そのとき情勢を聞きましたら、いずれにしても1票か2票の差であろう、隠し球を3つ持っているので、勝てるということでした。

○議長(村中徹也) 新谷泰造議員、発言をやめなさい。その場でお聞きください。

新谷泰造議員に申し上げます。ただいまのあなたの発言は、第56条に極めて違反をしております。第56条会議規則に従って発言をなさい。発言を続けなさい。

念のため申し上げます。この後注意されるようであれば、発言の停止及び議場の退席を命じる可能性がございますので、十分ご留意ください。

発言を続けなさい。

○3番(新谷泰造) その後私は、庁舎移転の反対派、慎重派で会派を組み、議長選の多数派の工作の現状を聞くに当たり、多数派工作が必要な議長選出を続けていると……

○議長(村中徹也) 新谷泰造議員、私の言った56条

の意味がわかっておりませんね。お一方は、議案に対して提案理由を述べたのです。それに簡潔に、明確に、わかりやすく、その反対の旨をあなたは言わなくてはなりません。わかりますね。枝葉に及ぶのは、限度を過ぎております。議長職権で注意します。これが最後の注意です。次は発言の停止及び議場退席を求めますので、念のため申し上げます。発言を続けなさい。

議長から申し上げます。発言するのですか、しないのですか。

○3番(新谷泰造) ちょっと今……

○議長(村中徹也) ちょっと今もありません。自席に戻りなさい。

議長といたしましては、議員各位に申し上げます。初当選の1回生であっても、ベテラン議員であっても議員は平等です。私は、議員の発言は最大限尊重するという事で議長にさせていただいております。この際、暫時休憩をとりまして、新谷泰造議員に整理をさせたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。

それでは、新谷泰造議員に熟考の時間を与えるために暫時休憩いたします。

午後 1時25分 休憩

午後 1時40分 再開

○議長(村中徹也) 休憩前に引き続き会議を開きます。

新谷泰造議員の討論を続けます。3番新谷泰造議員。

(3番 新谷泰造議員登壇)

○3番(新谷泰造) どうもお騒がせいたしました。

まず、菊池一郎議員に対する議員辞職勧告決議についての反対討論。

私は、議員の出处進退は、議員本人及び支持者

で決めるべきものと思っております。菊池一郎議員は、少なくとも4月10日の本人尋問までに辞職することは決定しておりますので、辞職勧告をしないことは、武士の情けとして許されるのではないかと思います。

私は、法的拘束力のない辞職勧告をするよりも、議長選における贈収賄事件の真相を究明するため、また議長選挙改革のため議会に機関を設置すべきものと思っております。したがって、法的拘束力のない辞職勧告に反対いたします。

川下八十美議員に対する議員辞職勧告決議についての反対討論。

私は、議員の出处進退は、議員本人及び支持者で決めるべきものと思っております。川下議員は、職責を全うしても年内に辞職することになりますので、辞職勧告をしないことは、武士の情けとして許されるのではないかと思います。

私は、法的拘束力のない辞職勧告をするよりも、議長選挙における贈収賄事件の真相を究明するため、また議長選挙改革のため議会に機関を設けるべきものと思っております。したがって、法的拘束力のない辞職勧告に反対いたします。

佐々木肇議員に対する辞職勧告決議についての反対討論。

私は、議員の出处進退は、議員本人及び支持者で決めるべきものと思っております。佐々木肇議員は、職責を全うしたとしても、年内に辞職することになりますので、辞職勧告をしないことは、武士の情けとして許されるのではないかと思います。

私は、法的拘束力のない辞職勧告をするよりも、議長選挙における贈収賄事件の真相を究明するため、また議長選挙改革のため議会に機関を設置すべきものと思っております。したがって、法的拘束力のない辞職勧告に反対いたします。

○議長(村中徹也) これですべての討論を終わります。

これより採決に入ります。

それでは、初めに議員提出議案第1号 菊池一郎議員に対する議員辞職勧告決議について採決いたします。

本案についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立者24人、起立しない者3人)

○議長(村中徹也) 起立多数であります。よって、議員提出議案第1号 菊池一郎議員に対する議員辞職勧告決議は原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第2号 川下八十美議員に対する議員辞職勧告決議について採決いたします。

本案についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立者24人、起立しない者2人)

○議長(村中徹也) 起立多数であります。よって、議員提出議案第2号 川下八十美議員に対する議員辞職勧告決議は原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第3号 佐々木肇議員に対する議員辞職勧告決議について採決いたします。

本案についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立者24人、起立しない者3人)

○議長(村中徹也) 起立多数であります。よって、議員提出議案第3号 佐々木肇議員に対する議員辞職勧告決議は原案のとおり可決されました。

日程第8 行政報告

○議長（村中徹也） 次は、日程第8 行政報告を行います。

市長から報告を求めます。市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 行政報告についてであります。公害対策、放射性廃棄物保管施設における安全対策及び交通問題対策に関する経過報告について、民生部長、企画部長から報告いたさせます。

○議長（村中徹也） 民生部長。

○民生部長（佐藤吉男） 公害対策に関するこのうち民生部が所管いたしております事項についてご報告を申し上げます。

まず、公害の発生状況についてであります。昨年11月30日に開催されましたむつ市議会第194回定例会以降、2月29日現在まで公害の発生はありませんでした。

次に、河川等水質測定結果につきましては、お配りいたしました資料1、河川等水質検査資料のとおりであります。資料1ページの環境基準の水域類型指定河川であります田名部川、小荒川、川内川及び大畑川につきましては、汚濁を判断する主要指標でありますBODの値が田名部川において若干基準値を上回っております。また、SSの値についても、田名部川において若干基準値を上回っております。

次に、資料2ページのその他の河川につきましては、特に環境基準の定めはありませんが、環境基準の水域類型指定河川のBODの基準値と比較いたしますと、明神川の数値が高く出ておりました。なお、今泉川及び境川につきましては、今回は積雪のため採水ができませんでした。

次に、資料3ページの市と公害防止協定を結んでおります日本ホワイトファーム株式会社及び日本ピュアフード株式会社の排水水につきましては、2社ともすべての項目において協定書に定める基準値以下でありました。

次に、資料4ページのアツギむつ株式会社むつ事業所の排水の水質測定結果につきましては、すべての項目において基準値以下でありました。

以上が公害の発生状況及び河川等水質測定結果についてのご報告であります。

次に、毎年1回ご報告いたしております一般廃棄物最終処分場に係る放流水等の水質検査の結果についてご報告申し上げます。

検査結果につきましては、お配りいたしました資料2、一般廃棄物処理施設関係資料のとおりであります。まず資料1ページ及び2ページのむつ市一般廃棄物最終処分場の放流水及び地下水の水質検査の結果は、すべての項目において基準値以下でありました。

次に、資料3ページのむつ市一般廃棄物最終処分場の放流水及び地下水のダイオキシン類対策特別措置法に基づくダイオキシン類濃度測定の結果は、すべて基準値以下でありました。

次に、資料4ページ及び5ページのむつ市一般廃棄物最終処分場周辺井戸水についてであります。水道法に基づく水質検査の結果は、すべての項目において基準値以下でありました。

次に、資料6ページから8ページの旧むつ市一般廃棄物最終処分場に係る周辺の地下水及び放流水の水質検査の結果は、すべての項目において基準値以下でありました。

次に、資料9ページの旧荒川最終処分場及び旧滝の沢最終処分場の水質検査につきましては、旧荒川最終処分場の溶解性鉄は減少してきてはおりますが、まだ少し基準値を超えておりました。旧滝の沢最終処分場の水質検査につきましては、基準値以下でありました。

最後になりますが、資料10ページから23ページの川内、大畑、脇野沢の一般最終処分場及び大畑一般廃棄物旧最終処分場の放流水、地下水及び河川水の水質検査につきましては、いずれの処分場

においても、すべての項目において基準値以下でありました。

以上で民生部が所管いたしております事項についての報告を終わります。

○議長（村中徹也） 企画部長。

○企画部長（阿部 昇） それでは、続きまして放射性廃棄物保管施設における安全対策について、前回の報告以降の経過をご報告申し上げます。

立入調査につきましては、平成20年2月15日に青森県とともに独立行政法人日本原子力研究開発機構青森研究開発センターむつ事務所への定期立入調査を実施しております。

調査結果につきましては、資料のとおり、燃料廃棄物取扱棟及び保管建屋における放射性廃棄物の保管状況に異常は認められませんでした。

なお、昨年8月29日の前回調査時点から燃料廃棄物取扱棟において200リットル黄色ドラム缶が1本ふえております。これは、管理区域内における保守管理作業等によりまして、面、軍手、作業衣等の廃棄物がふえたことによるものであります。

続きまして、交通問題対策について、平成19年11月30日の経過報告以降の経過をご報告申し上げます。

まず、JR東日本大湊線問題についてであります。強風による運行規制の状況につきましては、平成19年11月から平成20年1月までの3カ月間では、規制日数は23日で、規制本数は120本、運休本数は91本でございました。

次に、要望活動につきましては、去る平成19年12月14日にJR東日本盛岡支社におきまして、青森県鉄道整備促進期成会、青森県、青森県議会及び青森県新幹線建設促進期成会が合同で要望活動を行っております。要望内容といたしましては、防風さくの設置による恒久的強風対策の実施、規制や運休時における速やかな代替輸送の確保及び

周知、新青森駅、八戸駅への直通便の増便などとなっております。

次に、2点目の下北半島縦貫道路の建設促進対策についてであります。去る平成20年1月28日から29日にかけて、東北地方整備局、国土交通省、県選出国會議員に対しまして、下北半島振興促進連絡協議会及び下北半島縦貫道路早期実現促進協議会が合同で下北半島縦貫道路の整備促進などについて要望を行っております。

以上でございます。

○議長（村中徹也） これより質疑を行います。

質疑は、それぞれ区分して行います。まず、公害対策に関する報告の部分、続いて報告以外の公害対策に関する質疑を行います。次に、放射性廃棄物保管施設における安全対策に関する報告の部分、続いて報告以外の放射性廃棄物保管施設における安全対策に関する質疑を行います。その後、交通問題対策に関する報告の部分、続いて報告以外の交通問題対策に関する質疑を行います。

まず、公害対策に関する報告の部分に対し、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

次に、報告以外の公害対策に関することについて質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

次は、放射性廃棄物保管施設における安全対策に関する報告に対し、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

次に、報告以外の放射性廃棄物保管施設における安全対策に関することについて質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

次は、交通問題対策に関する報告の部分に対し、
質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村中徹也) 質疑なしと認めます。

次に、報告以外の交通問題対策に関することについて質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村中徹也) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で行政報告を終わります。

日程第9 市長施政方針

○議長(村中徹也) 次は、日程第9 市長施政方針を行います。

市長から施政方針の説明を求めます。市長。

(宮下順一郎市長登壇)

○市長(宮下順一郎) むつ市議会第195回定例会の開会に当たり、平成20年度の市政運営に臨む所信の一端を申し述べ、議員各位及び市民の皆様のご理解とご協力をお願いする次第であります。

初めに

平成19年7月15日、むつ市第14代目、新市第2代目のむつ市長として就任以来、はや、7カ月余がたとうとしております。この間、多くの市民からの負託と議員各位のご支援並びに職員挙げての助力、そして、それらに必死にこたえようと高揚する私自身の気持ちをよりどころに、重責に耐えながら、前杉山市政の円滑な継承と発展拡充に全身全霊を傾ける一心で、無我夢中で疾走してきた感があります。

顧みますれば、前杉山市政は、平成17年3月14日の合併以来、一体感の醸成を図ることを最優先に「理解と協調」を掲げるとともに、そのための「土台づくり」、そして未来を支えるための「人づくり」に意を尽くすことを基本に据えて、市政の推

進を図ってきたものと認識いたしておるところであり、今ではそれなりに隣の地区との垣根を越えた「融和の心」、「連帯意識」の芽生えが実感できるところであります。

その一方で、「合併してよかった」との声がある反面、「合併しなければよかった」、「合併しても何もよいことはなかった」という声が顕在化していることも事実であります。

このことは、合併時の緊張、遠慮が解けたあかしであるとの側面もあろうかとは思いますが、当たらずといえども遠からずの面も部分的にはあるうかと存ずるところであります。

改めて、市町村合併の難しさを思い知らされると同時に、実質的な一体化を図ることは一朝一夕にはまいらないものとの思いを強くしているところでもあります。

したがいまして、まだまだ、時間をかけて地道に進めていくことが肝要であり、それらを具体的に検証し、スピード感を持ってフォローアップしていくことが私に課せられた責務であろうと認識を新たにいたしているところでもあります。

このことが、まちづくりの主役は、市民であるとの基本認識のもと、「広報広聴の充実」に優先的に取り組み、「情報公開」、「市民の行政参加」、「市民との協働」をさらに進化させることで、「理解と協調」をはぐくみつつ、市民に開かれた行政を展開していかなければならないものと私自身をかき立てたところであり、それに対処すべく組織機構の一部改革をもって臨む考えに至らしめたものであります。

さて、今日、新聞等マスメディアで報じられ、世の耳目を驚かせておりますのが、先年の耐震基準の偽装に端を発し、それが食品表示等にまで及んでいる、いわゆる「偽装問題」であります。

単なる人為的なミスであれば日常生じるところでありますが、食の安全・安心にかかわるものや

意図的でしかも人命に直接結びつくとなると、もはや看過できないゆゆしき問題となり、憤怒に耐えないところとなるものであります。

まさに、経済性優先の陰に、人間としてのモラル、組織としての社会的責任意識の欠落が社会的信用を犠牲にしてしまう典型であり、命の尊厳の問題とも通じ得るものであるだけに、おぞましさをさえ感じる昨今でもあります。

市民全体のための利益、地域における公共の福祉を牽引すべき行政にあっては偽装などといったことは、あるべからざることであり、職員の資質・モラル向上と相まって、組織の相互牽制体制の整備や情報公開の徹底等にさらに意を用いてまいらなければならないものと、改めて、気を引き締めているところであります。

先ほど申し述べました「広報広聴の充実」にも関連いたしますが、新年度は職員の意識改革や組織風土の体質改善にも引き続き、取り組む考えにあります。

昨年7月開会のむつ市議会第142回臨時会における私の就任のあいさつの中でも、「今している仕事が本当に市民のためになっているかどうか自問自答してほしい」、「見詰め直すことによって新たな提案をしてほしい」、「組織と政策は車の両輪である」などと申し述べたところであります。

これは、職員それぞれに自己点検を励行させ、切磋琢磨をさせながら、進取の気性に富んだ組織風土の醸成を目指すとともに、何よりも市民の立場、目線に立って考えることができるような職員の育成を願いつつ、その視野を広げ、発想力をさらに豊かにしていくことで、市民とともに考え、ともに歩む組織を目指すという考え方に立っているものであります。

市民の声に真摯に耳を傾ける、窓口において丁寧な接客を行うなどは、作法も大事なことでありますが、それを身につけるだけでは解決せず、

市民に対する思いやりの心、目線がはぐくまれて初めて根源的な効果をあらわす問題であると考えからであります。

これらのことを念頭に置きながら、私にとりましての実質的な初年度とも言える平成20年度に向けて、心を奮い立たせ、決意を新たにしているところであります。

予算編成

さて、予算編成についてであります。当市の財政は、地方交付税総額の大幅な削減、国庫補助・負担金の改革等、いわゆる国の三位一体改革の影響により、むつ市行政改革大綱や赤字解消計画に基づく財政健全化への取り組みを徹底してもなお、財源不足額の大幅な拡大を余儀なくされ、もとより、自主財源に乏しく脆弱な財政構造に追い打ちをかけられることとなり、結果として、電源立地地域対策交付金に大きく依存せざるを得ない、厳しい状況が続いております。

平成18年度の決算は、暖冬少雪により除排雪経費が大幅に減少したことや退職者の一部不補充による人件費の抑制により、合併後初めて約3億5,000万円の単年度黒字となり、赤字解消計画を上回る改善を図ることができたところでありますが、年度末の累積赤字額は約21億円で、実質収支比率はマイナス13.4%と県内で最も悪いものとなり、財政の非常事態とも言える状況となっているものであります。

平成19年度の決算見込みにつきましては、大間原子力発電所の着工延期や使用済燃料中間貯蔵施設に係る前倒し交付の条件が整わなかったことに伴う電源立地地域対策交付金の減額により歳入不足額が生じたため、退職手当債を増額し歳入不足額の解消を図ったものの、生活保護世帯等の増加による扶助費やむつ総合病院への負担金等の増加により単年度赤字が見込まれているものであります。

こうした状況の中で、平成20年度の予算編成につきましては、電源立地地域対策交付金において東京電力東通発電所に係る漁業交渉が継続中であり、前倒し交付分の計上を見送ったことなどから大幅に財源不足となっているものであります。

また、扶助費が増加傾向にあることや平成20年度からの後期高齢者医療制度の実施に伴い、新たな負担が生じることなどから、退職者の一部不補充を引き続き断行する一方で、市民生活に密着する道路等の基盤や産業の生産基盤づくりに目配りするなど、限りある財源の中においても、住民サービスの維持に留意しつつ、できる限りの重点化、効率化に努めたつもりであります。

こういった状況に加え、平成20年度は地方公共団体の財政の健全化に関する法律、いわゆる「健全化法制」が施行される節目の年でもあります。

従来の「財政再建団体」の一手手前の段階で、財政の透明性を高めつつ、新たな予防措置をとろうとする考え方、すなわち、「財政早期健全化団体」の措置が出てきたものであり、平成20年度は、地方公共団体にとりましては、まさに「健全化元年」とも言うべきものであり、当市にとりましては、正念場の年となるものであります。

これに基づく健全化判断比率も大きな勘案要素となり、心ならずも厳しい予算編成となったものであります。

本庁舎移転事業につきましては、このように厳しい財政環境にあること、また、実施設計が去る2月15日に完了したものの、説明会等を通じて、開放エリア部分等についてできるだけ多くの市民から意見を酌み入れる必要があること、移転費及び現庁舎解体費等についてもさらなる検討を要することから、計上を見送ることといたしました。

今後におきまして、財政再建をしっかりと軌道に乗せながらその状況をにらみ、かつまた、市民が利用しやすく、市民に優しい、そしてだれから

も末永く親しまれる庁舎像についての市民とのコンセンサスを、きちんと図りながら対処してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

いずれにいたしましても、早期健全化団体への移行は、何としても回避しなければならない最重要課題であり、財政の健全化に渾身の力を傾注してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力を賜りたいと存じます。

主要施策

続きまして、新年度予算の主要な事業について、その概要をご説明申し上げます。

ご承知のように、むつ市長期総合計画の基本構想につきましては、昨年9月のむつ市議会第193回定例会において御議決を賜ったところであり、市の将来像を「人と自然が輝く やすらぎと活力の大地 陸奥の国」と定め、今後のまちづくりにつきましては、本計画の基本方針に基づいて、総合的かつ計画的に推進することとしたところであります。

したがいまして、主要事業につきましては、本計画でお示ししております「地域の個性を活かした特色あるまちづくり」、「市民参加による一体的な新しいまちづくり」、「人が生き生きし安心して暮らせるまちづくり」の3つの基本方針に沿ってご説明いたしたいと存じます。

まずは、「地域の個性を活かした特色あるまちづくり」についてであります。

これは、市町村合併を踏まえたうえで、それぞれの地域の歴史に根差した個性を生かして特色のある地域づくりを行い、その地域が有機的に連携して、一つの行政体として大きな力を生み出していこうというものであります。

この中で、「観光の振興」及び「特色ある地域産業の育成」につきましては、産業振興による地域の活性化と雇用の創出を目指すものであり、観

光施設の整備として、川内・大畑・脇野沢地区の温泉施設の改修、恐山休憩所電源ケーブルの改修を実施するほか、漁業生産基盤の整備として、浜奥内、正津川、宿野部、関根地区等の各漁港の整備、ナマコ・クロソイ・アワビ等の増養殖事業や野平高原の生食大根の洗浄機械の購入、下北ワイン生産に係るブドウ栽培やイチゴの作付面積の拡大等への支援を行うとともに、各産業関連団体等との一層の連携、協力を図りながら、私の公約でもあります「むつ市のうまいは日本一」を目指して、まずは、既存の資源の有効活用を図りながら、生産性の向上、付加価値の拡大、さらには販売戦略の構築へと、着実に歩を進めてまいりたいと考えております。

また、企業誘致につきましては、現実的には厳しい情勢にありますことは十分承知しておりますが、極めて有効な就業機会の拡大策でありますことから、誘致に関する情報収集にアンテナを高くしながら努め、その可能性を探ってまいりたいと考えております。

次に、「豊かな環境の創造」につきましては、市営住宅の耐震診断を市内一円で実施するほか、緑町団地の建設用地の購入、川内仲崎地区の消融雪溝整備、都市計画法に基づくマスタープラン作成、大湊エコ・コースト事業及び公園フェンスの改修や危険遊具の撤去等を実施いたします。

続きましては、「市民参加による一体的な新しいまちづくり」についてであります。

これは、市町村合併を新たな地域づくりのきっかけとして、多くの市民の参画によるまちづくりを進め、地域全体としての一体感を醸成するとともに、道路整備等により市内全域の一体性を高め、地域の均衡ある発展と住民福祉の向上を図っていくというものであります。

まず、「一体的な地域の形成」についてですが、市道25路線の改良、舗装、側溝整備を実

施するほか、大畑地区の除雪ドーザの購入、下北駅前広場整備事業の一環として、駅舎やトイレなどの整備を行うなど、市にとって必要な公共事業として計画的に進めてまいりたいと考えております。

また、生活バス路線確保のための廃止路線代替バス運行を支援するほか、市内の大動脈でもある国道338号及び国道279号の整備促進と下北半島縦貫道路の一日も早い完成について、国・県及び関係方面に波状性をもたせながら強力に働きかけてまいります。

次に、「市民協働の施策展開」についてですが、私は、公約にも掲げ、先ほども申し述べましたように、「まちづくりの主役は市民である」ということを市政運営の基本に据えております。

新年度におきましては、市民に開かれた行政をさらに推進していくために、情報公開の徹底に努める一方、市民の皆様の声を酌み上げる新たな仕組みをつくり、市民協働のまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

これを担わせるべく、窓口であります広報広聴課を総務部に移行し秘書課と連携させながら、組織体制を整えたうえで、「おでかけ市長室」、「出前講座」、「市長への手紙」を本格的に実施するほか、若い世代を中心に普及しておりますIT・インターネットにより、市政に気軽に参画でき、また、行政情報を入手しやすい環境を整えるため、職員が簡便にホームページを作成することが可能となるコンテンツマネジメントシステムを構築することで、市のホームページを見やすく、利用しやすいものにリニューアルいたします。

そしてまた、一方で私初め職員一人一人が、市民の立場に立って、市民の皆様優しく、わかりやすく、丁寧に対応する組織の風土づくりが大事でありますことから、この旨の徹底も、あわせて図ってまいりたいと考えております。

次に、「新たな行財政システムの構築」についてであります。現下の厳しい行財政を取り巻く諸情勢と、今後想定されます本格的な地方分権に適切に対応していくため、さらなる行政改革の断行と財政の健全化に努めてまいります。

そこで、先ほど申し述べました広報広聴課の体制整備とともに、年々拡大しております二ホンザルによる農作物等への被害対策を強化するため、野生動物・鳥獣対策の専門部署を新設するほか、「最少の経費で最大の効果」を発揮し得る抜本的な組織機構の見直しに係る検討や行政評価制度の試行等に取り組みます。

また、公正の確保と透明性の向上を図るべく地理情報システムを構築するほか、固定資産評価統合事業及び市税滞納整理支援システム導入事業を実施するとともに、本庁舎移転につきましては、先ほども申し述べましたように、市民の一層の理解形成を図りながら、財政状況を見きわめたうえで、適時適切な移転に努めてまいります。

続きまして、「人が生き生きして安心して暮らせるまちづくり」についてであります。

これは、乳幼児から高齢者まで地域に住む人々が、少子高齢化の進展などさまざまな社会の変化の中で、生き生きと安心した生活を確保していこうとするものであります。

まず、「保健・医療の充実」及び「福祉の充実」についてであります。いつの世も「こどもは地域のたからもの」であり、今日のような少子化の時代にあっては、なおさらのことであります。

私は、教育を初め多面的な要素を含む課題であるとの認識のもと、それを公約としてうたいましたが、単に地域の活力を高めるといった視点からだけのものでなしに、子供たち自身にとってという視点から、子供たちの多様な底力そのものを地域ぐるみで引き上げ、育成していくことが肝要であろうと思っております。

新町保育所及び横迎町保育所の施設改修を実施するほか、県内の市部では初めてとなります「5歳児健康診査」の実施や、母子及び児童の疾病予防と早期発見等を目的とした「妊婦委託健康診査」並びに高齢による体力の衰えや心身の障害、疾病等の理由により外出が困難な高齢者や身体障害者の方々に対しまして、リフト付ストレッチャー装着ワゴン車の利用に係る負担軽減を図り、通院などの支援を行います。

また、限られた医療資源の中で市民に適切な医療を提供するため、病院経営の健全化を引き続き支援してまいります。

次に、「教育の充実」についてであります。市では、昨年、学校教育の展開方針として、小中一貫教育を柱とする向こう10年間の「教育プラン」を策定いたしました。

教育環境を整え、父兄・学校・地域が一体となって宝物である子供たちをはぐくんでいかなければなりません。

建設予定地の変更を余儀なくされた第三田名部小学校建設事業として、用地取得、用地造成及び校舎の実施設計を行うほか、本市として初めての併設型の小中一貫校整備事業となる第一川内小学校建設事業に係る地質調査及び実施設計、また、子供の安全・安心を確保するための大湊中学校耐震改修事業及び市内8小中学校の耐震診断をそれぞれ実施いたします。

また、新年度において県から無償譲渡を受ける下北自然の家につきましては、「より楽しく」をテーマに、子供から大人まで、また、家族連れでも楽しめる、多世代で多目的に活用できる社会教育施設としてゴールデンウイーク前を目途にオープンさせたいと考えております。

最後に、「安全で安心な環境の充実」についてであります。防災対策の充実を図るための治山・治水対策として、金谷二丁目地区及び中央地区

の排水路対策事業を実施するほか、古川地区の浚渫事業及び大畑川内水はらん対策事業を実施いたします。

また、消防・救急体制の充実を図るための常備消防体制の整備として、繰り延べとなっております大畑消防署庁舎建設事業を実施するほか、消防団の体制整備として、各地区の小型動力ポンプ付積載車6台を更新するものであります。

結び

以上、平成20年度の市政運営に臨む基本的な考え方と主要施策の概要について述べてまいりました。

私にとりましては、初めての当初予算編成となることから、相当の思い入れを持って臨んだところであり、厳しい財政環境の中、財源に限りがあることは承知のうえ、「あれもこれも」という気持ちと、「重点化・効率化を図ることなどによりメリ張りがあるか」、「市全体に行き届いているか」、また、「公約との関連も含めて独自のカラーが出ているか」といった財政の定石に従う気持ちとの葛藤の連続でありました。

今、振り返ってみますと、正直なところ、気負い過ぎの嫌いもありましたし、財源状況からままならない面もあり、いささか歯がゆい思いもなしとしないところであります。

「窮すれば通ず」ということわざがありますが、これまで培い、蓄えてきた既存の財産である「人の財」、「物の財」、「情報の財」、そして文字通り「金の財」を、市民との協働を図る中で、効果的にかつ、創意工夫をもって生かしながら、「人づくり」、「産業の生産基盤づくり」等に新たな投資をすることで、やがて大きな花が咲き果実となって収穫を迎える喜びを、市民とともに分かち合うことに夢と希望を託しながら、財政再建を初め諸課題の多い平成20年度の市政運営に、不退転の覚悟で立ち向かう所存でありますので、重ねて議

員各位及び市民の皆様のご理解とご協力、ご支援を切にお願い申し上げます。

○議長（村中徹也） これで、施政方針の説明を終わります

ここで、次の市長提出議案一括上程、提案理由説明に入る前に、午後2時40分まで暫時休憩いたします。

午後 2時26分 休憩

午後 2時40分 再開

○議長（村中徹也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第10～日程第66 議案一括上程、提案理由説明

○議長（村中徹也） 次は、日程第10 議案第2号 むつ市行政評価委員会条例から日程第66 報告第5号 専決処分した事項の報告についてまでの57件を一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） ただいま上程されました52議案5報告について、提案理由及び内容の概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

順序が前後いたしますが、新年度予算の議案からご説明いたします。

最初は、議案第43号 平成20年度むつ市一般会計予算についてご説明いたします。

予算総額は、歳入歳出とも293億1,300万円となります。

これを平成19年度当初予算と比較しますと、金額で3億6,300万円、伸び率では1.3%の増となっております。

予算総額が増となった主な要因は、関根漁港施

設災害復旧に関連する事業で約6億4,000万円の減となったものの、第三田名部小学校建設事業、下北駅前広場整備事業及び漁港施設整備事業で約5億6,000万円の増となったほか、一部事務組合下北医療センター及び後期高齢者医療制度関連の負担金で約4億3,000万円の増となったことによるものであります。

まず、歳出の主なものについてであります。総務費のうち総務管理費には市ホームページを見やすく、わかりやすく、使いやすくするためのシステム改修に要する経費を、徴税費には平成21年度固定資産土地評価替えに係る準備経費を、選挙費にはむつ市農業委員会委員一般選挙費及び青森県東部・西部海区漁業調整委員会委員選挙費を計上しております。

民生費のうち社会福祉費には、むつ市社会福祉協議会に対する補助金及び障害者の自立支援等に要する経費のほか、交通安全対策及び公害対策に要する経費を計上しております。

老人福祉費には、敬老事業、外出支援サービス事業等の在宅福祉関連事業費及び老人福祉施設入所者に係る保護措置費のほか、介護保険特別会計繰出金を計上しております。

児童福祉費には、ひとり親家庭等医療費給付事業費、放課後児童健全育成事業費、児童手当及び児童扶養手当のほか、保育所及び児童館の運営費を計上しております。

生活保護費には、生活扶助費、住宅扶助費及び医療扶助費を計上しております。

衛生費のうち保健衛生費には、新たに実施する5歳児健康診査を含む各種健康診査事業費、乳幼児医療給付費、予防接種事業費及び青森県後期高齢者医療広域連合に対する療養給付費負担金のほか、国民健康保険特別会計、老人保健特別会計、簡易水道事業特別会計及び新たに設置する後期高齢者医療特別会計に対する繰出金を計上しており

ます。

清掃費には、ごみの収集及び減量化対策に要する経費並びに一般廃棄物処理に係る下北地域広域行政事務組合負担金を計上しております。

労働費には、むつ市シルバー人材センターの運営に対する補助金及び勤労者への生活資金融資に係る原資の貸付金を計上しております。

農林水産業費のうち農業費には、特産果実の生産拡大の推進を図ることを目的としたおいしい果物産地振興事業費補助金、農業委員会の運営に要する経費、むつ市脇野沢農業振興公社の運営に対する補助金、中山間地域等直接支払交付金及び地籍調査事業費のほか、ニホンザルの食害対策事業費及び保護共生事業費を計上しております。

畜産業費にはいのししの館及び各牧野の指定管理料を、林業費には、素材生産量増大の推進を図ることを目的とした森林・林業・木材産業づくり交付金事業費を計上しております。

水産業費には、「むつ市のうまいは日本一！」をスローガンに地域農林水産物の消費拡大を図るための販売促進活動等に要する経費及びナマコ、クロソイ、アワビ等に係る増養殖事業費のほか、関根漁港初め各漁港施設の整備事業費を計上しております。

商工費には、商工団体、観光団体等に対する補助金、中小企業者等への融資資金に係る原資の貸付金のほか、各観光施設の管理運営費及び早掛レイクサイドヒルキャンプ場、むつ来さまい館、ふれあい温泉川内等の指定管理料を計上しております。

土木費のうち道路橋りょう費には、街路灯管理費、道路維持補修費及び除排雪経費のほか、兔沢・小目名線、源藤城4号線等の道路整備事業費及び大湊坂道対策事業費を計上しております。

河川費には、急傾斜地対策事業に対する県営事業負担金のほか、治水対策として金谷二丁目地区

排水路整備事業費を計上しております。

港湾費には大湊港湾整備事業として実施しておりますウェルネスパーク周辺の道路や緑地整備等に対する県営事業負担金を、都市計画費には下北駅前広場整備事業費、かわうちまりんびーち進入路整備事業費及び下水道事業特別会計繰出金を計上しております。

住宅費には、市営住宅の維持管理及び耐震診断に要する経費のほか、市営住宅建設用地購入費を計上しております。

消防費には、大畑消防署実施設計費、脇野沢消防分署のホース乾燥塔改修費等を含む下北地域広域行政事務組合負担金のほか、消防団へ配備する小型動力ポンプ付積載車購入費を計上しております。

教育費のうち教育総務費には、ジュニア大使派遣事業費、教育研修センター運営費、要保護児童生徒等に対する就学援助に要する経費並びに教育相談支援員及びスクールサポーターの配置に要する経費のほか、小中一貫教育推進事業費を計上しております。

小中学校費には、スクールバス運行管理費、第三田名部小学校建設事業費及び第一川内小学校建設事業費のほか、小中学校校舎の耐震診断事業費を計上しております。

社会教育費には、図書館、公民館及び下北自然の家の管理運営に要する経費のほか、海と森ふれあい体験館の指定管理料を計上しております。

保健体育費には、市内で開催されます各種大会やスポーツ団体に対する補助金及び各体育施設の指定管理料のほか、ふれあいスポーツパーク整備事業費を計上しております。

公債費には、長期債の元利及び一時借入金の利子の償還金を計上しておりますほか、国の地方財政対策として、公的資金により借り入れした地方債において補償金が免除される公的資金補償金免

除繰上償還制度に基づき、地方債の繰上償還金を計上しております。

諸支出金には、一部事務組合下北医療センターに対する負担金及び貸付金のほか、水道事業会計負担金を計上しております。

次に、歳入についてであります。市税には所得税からの税源移譲に伴う住宅借入金等特別税額控除等の税制改正の影響等を見込み、59億5,920万を計上しております。

これを平成19年度当初予算と比較しますと、金額では5,918万9,000円、伸び率では1.0%の減となります。

なお、徴収率は、現年課税分で97.2%、滞納繰越分で16.6%、全体で90.0%の見込みとしております。

地方譲与税には、自動車重量譲与税及び地方道路譲与税の平成19年度の交付見込額に地方財政計画の伸び率を乗じて計上しております。

地方特例交付金には、住宅借入金等特別税額控除による減収補てんとして設けられた特例交付金及び児童手当拡充に伴う特例交付金のほか、定率減税措置の廃止による影響の緩和策として交付される特別交付金を計上しております。

地方交付税には、基礎数値や単位費用の入れかえと地方再生対策費等の制度改正の影響を加味し、交付見込額を計上しております。

市債には、公的資金補償金免除繰上償還に伴う借換債、退職手当債及び臨時財政対策債のほか、事業との関連で借入見込額を計上しております。

その他歳入につきましては、事務事業との関連で収入見込額を計上しております。

なお、都市計画調査事業につきましては平成21年度までの継続費を、市議会会議録作成委託料及び年度内の除排雪対策経費については債務負担行為を設定しております。

次に、議案第44号 平成20年度むつ市国民健康

保険特別会計予算についてご説明いたします。

予算総額は、歳入歳出とも72億8,472万9,000円となります。

これを平成19年度当初予算と比較しますと、金額では1億3,301万円、伸び率では1.9%の増となります。

まず、歳出の主なものについてであります。保険給付費には被保険者等の医療に要する保険者負担経費を、後期高齢者支援金等には後期高齢者医療に係る保険者負担経費を、老人保健拠出金には老人保健対象者に係る医療費等の拠出金を、介護納付金には第2号被保険者の介護保険料に係る納付金を、共同事業拠出金には高額医療費共同事業及び保険財政共同安定化事業に係る拠出金を、保健事業費には被保険者の健康づくり推進事業等に要する経費を計上しております。

次に、歳入の主なものについてであります。国民健康保険税には収入見込額を、国庫支出金、療養給付費等交付金、前期高齢者交付金、県支出金及び共同事業交付金には歳出との関連で交付見込額を、繰入金には一般会計繰入金を計上しております。

次に、議案第45号 平成20年度むつ市後期高齢者医療特別会計予算についてご説明いたします。

本会計は、後期高齢者医療制度の実施に伴い、新たに設置する特別会計でありまして、予算総額は、歳入歳出とも4億5,198万1,000円となります。

まず、歳出の主なものについてであります。後期高齢者医療広域連合納付金には、保険料に係る納付金及び保険基盤安定制度に係る負担金を計上しております。

次に、歳入の主なものについてであります。後期高齢者医療保険料には被保険者から徴収する保険料を、繰入金には一般会計繰入金を計上しております。

次に、議案第46号 平成20年度むつ市老人保健

特別会計予算についてご説明いたします。

本会計は、後期高齢者医療制度の実施に伴い、本年3月末までにおける老人保健法の規定による医療等に関する収入及び支出について対応するためのものでありまして、予算総額は、歳入歳出とも3億9,030万8,000円となります。

これを平成19年度当初予算と比較しますと、金額では40億2,693万4,000円、伸び率では91.2%の減となります。

まず、歳出の主なものについてであります。医療諸費には、医療給付費及び医療費支給費のほか診療報酬明細書の審査支払手数料を計上しております。

次に、歳入の主なものについてであります。支払基金交付金、国庫支出金及び県支出金には歳出との関連で交付見込額を、繰入金には一般会計繰入金を計上しております。

次に、議案第47号 平成20年度むつ市介護保険特別会計予算についてご説明いたします。

予算総額は、歳入歳出とも42億1,134万2,000円となります。

これを平成19年度当初予算と比較しますと、金額では4,614万7,000円、伸び率では1.1%の減となります。

まず、歳出の主なものについてであります。総務費には下北圏域介護認定審査会の運営に要する経費を、保険給付費には介護保険サービスに係る保険者負担経費を、地域支援事業費には介護予防等に要する経費を、財政安定化基金拠出金には介護保険運営安定化を図るために県が設置する財政安定化基金への拠出金を計上しております。

次に、歳入の主なものについてであります。保険料には第1号被保険者に係る介護保険料の収入見込額を、分担金及び負担金には下北圏域介護認定審査会の運営に対する関係町村の負担金を、国庫支出金、支払基金交付金及び県支出金には歳

出との関連で交付見込額を、繰入金には一般会計繰入金及び財政調整基金繰入金を計上しております。

次に、議案第48号 平成20年度むつ市下水道事業特別会計予算についてご説明いたします。

予算総額は、歳入歳出とも16億5,949万円となります。

これを平成19年度当初予算と比較しますと、金額では1億462万8,000円、伸び率では5.9%の減となります。

まず、歳出の主なものについてであります。事業費には管渠及び処理場の維持管理費並びに管渠工事等の下水道整備費を、公債費には長期債の元利償還金を計上しております。

次に、歳入の主なものについてであります。事業収入には下水道事業受益者負担金及び下水道使用料を、国庫補助金には歳出との関連で補助見込額を、繰入金には一般会計繰入金を、市債には借入予定額を計上しております。

次に、議案第49号 平成20年度むつ市公共用地取得事業特別会計予算についてご説明いたします。

予算総額は、歳入歳出とも1億2,277万7,000円となり、歳出には一般会計繰出金及び用地取得に係る長期債の元利償還金等を、歳入には一般会計繰入金及び下北駅前広場用地に係る財産売払収入を計上しております。

次に、議案第50号 平成20年度むつ市魚市場事業特別会計予算についてご説明いたします。

予算総額は、歳入歳出とも748万7,000円となり、歳出には魚市場施設の維持管理等に要する経費を、歳入には当該施設の使用料等を計上しております。

次に、議案第51号 平成20年度むつ市簡易水道事業特別会計予算についてご説明いたします。

予算総額は、歳入歳出とも3億444万1,000円と

なり、歳出には簡易水道施設の維持管理費及び建設改良費、公的資金補償金免除繰上償還制度に係る繰上償還金を含む長期債の元金償還金等を、歳入には水道使用料、一般会計繰入金、建設改良工事等に係る市債等を計上しております。

次に、議案第52号 平成20年度むつ市用地造成事業会計予算についてご説明いたします。

予算総額は、歳入歳出とも6,498万1,000円となり、歳出には借入金の償還金及び利子等を、歳入には財産売払収入、一般会計繰入金等を計上しております。

次に、議案第53号 平成20年度むつ市水道事業会計予算についてご説明いたします。

まず、収益的収入及び支出についてであります。支出には水道施設等の維持管理費、水道料金徴収に要する経費、減価償却費、企業債利息等で15億7,612万9,000円を、収入には水道料金、一般会計負担金等で16億92万6,000円を計上しております。

次に、資本的収入及び支出についてであります。支出には配水管整備等に係る建設改良費及び公的資金補償金免除繰上償還制度に係る繰上償還金を含む企業債の元金償還金で10億142万5,000円を、収入には公的資金補償金免除繰上償還に伴う企業債、一般会計負担金のほか、一般会計長期貸付金返還金等で3億8,730万7,000円を計上しております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額6億1,411万8,000円は、過年度分損益勘定留保資金等で補てんするものとしております。

以上が新年度各会計予算の概要であります。

この結果、平成20年度の各会計予算の総額は、463億8,809万円となり、平成19年度当初予算と比較しますと、金額では27億1,127万3,000円、伸び率では5.5%の減となります。

次に、新年度予算以外の議案についてご説明い

たします。

まず、議案第2号 むつ市行政評価委員会条例についてであります。本案は、市の行政評価制度における客観性を確保するため、第三者機関として、むつ市行政評価委員会を設置するためのものです。

次に、議案第3号 むつ市水川目酪農振興基金条例についてであります。本案は、水川目地区における酪農業の構造改善を促進し、酪農業の振興及び発展を図るため、基金を設置するためのものです。

次に、議案第4号 むつ市職員の自己啓発等休業に関する条例についてであります。本案は、地方公務員法の一部改正に伴い、職員の申請による大学等における修学または国際貢献活動のための休業制度を導入するためのものです。

次に、議案第5号 むつ市後期高齢者医療に関する条例についてであります。本案は、本年4月から高齢者の医療の確保に関する法律が施行されることに伴い、保険料の徴収等に係る後期高齢者医療の事務について定めるためのものです。

次に、議案第6号 むつ市準用河川管理条例についてであります。本案は、河川法に基づき本市が指定した準用河川の適正な管理を行うためのものです。

次に、議案第7号 むつ市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、少子化対策の一環として未就学児を養育する職員に対する育児短時間勤務制度等を導入するためのものです。

次に、議案第8号 むつ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、議案第2号で提案いたしております行政評価委員

会委員の報酬及び費用弁償の額を定めるほか、所要の条文整理をするためのものです。

次に、議案第9号 むつ市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、私を初め副市長、収入役、公営企業管理者及び教育長の給料月額を減額するためのものです。

次に、議案第10号 むつ市特別会計条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、高齢者の医療の確保に関する法律が施行されることに伴い、新たに後期高齢者医療特別会計を設置するためのものです。

次に、議案第11号 むつ市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、教育委員会が所管する公の施設に係る指定管理者の指定の手續等を教育委員会が行うこととするためのものです。

次に、議案第12号 むつ市育英基金条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、本市の人材育成にという趣意を持って、トントウビレッジ育英資金へご寄附をいただきました寄附金及び基金運用利子を育英基金に組み入れるほか、奨学生の死亡による貸付金返還免除に伴い当該育英基金を減額するためのものです。

次に、議案第13号 むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、地方税法の一部改正等に伴い、国民健康保険税の賦課区分に後期高齢者支援金分を加えるほか、基礎課税額及び介護納付金課税額の算定に用いる税率等を変更するためのものです。

次に、議案第14号 むつ市立学校設置条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、本年3月31日をもって統合する烏沢小学校ほか6小学校及び角違中学校を廃校とするためのものです。

次に、議案第15号 むつ市立学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、本年4月から新たに第一川内小学校で完全給食を実施するとともに、小中学校の統廃合に伴い、所要の条文整備をするためのものであります。

次に、議案第16号 むつ市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、平成20年度の介護保険料について、本年と同様に税制改正に伴う激変緩和措置を講ずるためのものであります。

次に、議案第17号 むつ市介護保険事業計画等策定委員会条例の一部を改正する条例及び議案第18号 むつ市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例の2議案についてであります。これらの議案は、老人保健法の一部改正に伴い、所要の条文整備をするためのものであります。

次に、議案第19号 むつ市営住宅条例及びむつ市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、市営住宅から暴力団員を排除し、入居者の安心と安全な居住環境を確保するため、入居者の資格及び入居者に対する明け渡し請求の要件について、所要の条文整備をするためのものであります。

次に、議案第20号 むつ市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、国民健康保険法の一部改正に伴い、被保険者の一部負担金の割合を変更するとともに、葬祭費の支給額を被用者保険に準じて引き上げるためのものであります。

次に、議案第21号 むつ市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、地方公務員法及び地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、所要の条文整備をするためのものであります。

次に、議案第22号 むつ市水道事業及び用地造成事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例、議案第23号 むつ市水道事業給水条例の一部を改正する条例及び議案第24号 むつ市簡易水道事業に地方公営企業法の全部を適用する条例の一部を改正する条例の3議案についてであります。これらの議案は、簡易水道統合整備事業の完了に伴い、奥内・中野沢地区簡易水道事業をむつ地区水道事業に統合するほか、所要の条文整備をするためのものであります。

次に、議案第25号及び議案第26号の2議案についてであります。これらの議案は、檜川漁港に係る公有水面埋立地の土地の確認及び当該土地をむつ市川内町松川稲沢に編入するためのものであります。

次に、議案第27号から議案第30号までの4議案についてであります。これらの議案は、脇野沢漁港の瀬野地区に係る公有水面埋立地の土地の確認及び当該土地をむつ市脇野沢黒岩に編入するためのものであります。

次に、議案第31号 公有水面埋立てに係る意見についてであります。本案は、市が関根漁港区域内の公有水面を埋め立てるため、埋立免許の申請をしておりましたが、公有水面埋立法の規定に基づき、本市の意見を求められたので、同法の規定により提案するものであります。

次に、議案第32号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画についてであります。本案は、小沢地区簡易水道の老朽化及び水源としている小沢川の水量減少に伴う対策として、配水管の更新及び隣接する蛸崎地区簡易水道への接続に係る事業を実施するため、小沢辺地総合計画を策定するためのものであります。

次に、議案第33号 一部事務組合下北医療センター規約の変更についてであります。本案は、地方自治法の一部改正による吏員制度の廃止等に

に伴い、条文整備をするためのものであります。

次に、議案第34号及び第35号の人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについてであります。これらの議案は、来る3月31日をもちまして任期満了となります。委員の後任として奥川春美氏及び来る6月30日をもちまして任期満了となります。澁谷忠丞氏を推薦いたしたく、提案するものであります。

次に、議案第36号 平成19年度むつ市一般会計補正予算についてであります。今回提案いたします補正予算は、1億795万4,000円の増額補正でありまして、これにより補正後の歳入歳出予算総額は318億4,833万1,000円となります。

まず、歳出の主なものについてであります。議会費では、決算見込みにより議員の報酬及び費用弁償を減額しております。

総務費では、バス運行事業の自立と地域住民の福祉対策としてバス運行事業者に対する補助金及び裁判員制度の開始に伴う裁判員候補者名簿の調製に係る住民基本台帳電算処理システム改修費を計上しておりますほか、決算見込みにより下北文化会館の運営等に係る下北地域広域行政事務組合負担金を増額し、車両管理費、各選挙費等を減額しております。

民生費では、認知症高齢者の在宅生活を支援する認知症対応型デイサービス施設の建設に対する補助金を計上しておりますほか、決算見込みにより障害者自立支援給付費、生活扶助費等を増額し、はまゆり学園等の運営に係る下北地域広域行政事務組合負担金、介護保険特別会計繰出金、児童扶養手当、法人立保育園運営費等を減額しております。

衛生費では、妊婦健康診査の助成回数の拡充に係る健康診査委託料を計上しておりますほか、決算見込みにより国民健康保険特別会計及び老人保健特別会計に対する繰出金等を増額し、下北医療

センター事業本部負担金、乳幼児医療給付費、一般廃棄物処理に係る下北地域広域行政事務組合負担金等を減額しております。

農林水産業費では、分収造林契約に基づく売払収益分収金及び国庫補助金の追加内示に伴い、関根漁港災害関連事業費を増額しておりますほか、決算見込みにより水産基盤整備事業費等を減額しております。

商工費では、決算見込みにより中小企業特別保証融資制度信用保証料の負担金を減額しております。

土木費では、決算見込みにより街路灯維持補修費を増額し、市道整備事業費、下水道事業特別会計繰出金及び下北駅前広場整備事業費を減額しております。

消防費では、決算見込みにより緊急避難場所表示看板製作費及び各消防署等の運営に係る下北地域広域行政事務組合負担金を減額しております。

教育費では、下北自然の家のネットワーク整備に要する経費、寄附金の組み入れに係る育英基金繰出金を計上しておりますほか、決算見込みにより小中学校の維持管理費を増額し、準要保護児童生徒援助費、私立幼稚園就園奨励費補助金等を減額しております。

公債費では、公的資金補償金免除繰上償還制度に係る地方債の繰上償還金を計上しております。

諸支出金では、決算見込みにより下北医療センター負担金を増額し、水道事業会計負担金を減額しております。

次に、歳入の主なものについてであります。使用料及び手数料では、決算見込みにより廃棄物処理手数料を減額しております。

国・県支出金では、補助内示等に伴う収入見込みにより増減調整しております。

財産収入では、分収造林売払収入を計上しておりますほか、決算見込みにより市有地売払収入を

減額しております。

諸収入では、決算見込みにより保育所広域入所受託事業収入等を増額しておりますほか、歳入の不足額分を増額調整しております。

市債では公的資金補償金免除繰上償還に伴う借換債を、寄附金では、育英資金寄附金を計上しておりますほか、その他歳出との関連で収入見込額を計上しております。

また、地理情報システム構築事業について継続費の変更を行っておりますほか、既存住民基本台帳電算処理システム改修事業外6事業について、年度内の事業完了が見込めないことから繰越明許費の設定を行っております。

次に、議案第37号 平成19年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算についてであります。本案は、決算見込みにより出産一時金を減額しておりますほか、財政調整基金への積立金を増額するものでありまして、これにより補正後の歳入歳出予算総額は76億4,858万1,000円となります。

次に、議案第38号 平成19年度むつ市老人保健特別会計補正予算についてであります。本案は、決算見込みにより医療給付費等を増額するものでありまして、これにより補正後の歳入歳出予算総額は46億3,217万2,000円となります。

次に、議案第39号 平成19年度むつ市介護保険特別会計補正予算についてであります。本案は、平成20年度に実施する介護保険料の激変緩和措置に係るシステム改修費を計上しておりますほか、決算見込みにより減額するものでありまして、これにより補正後の歳入歳出予算総額は41億8,657万円となります。

次に、議案第40号 平成19年度むつ市下水道事業特別会計補正予算についてであります。本案は、決算見込みにより減額するものでありまして、これにより補正後の歳入歳出予算総額は17億93万円となります。

また、下水道建設事業における工事発注の平準化を図るため、国庫補助事業に係る債務負担行為を追加しております。

次に、議案第41号 平成19年度むつ市簡易水道事業特別会計補正予算についてであります。本案は、公的資金補償金免除繰上償還制度に係る簡易水道事業債の繰上償還金を追加するものでありまして、これにより補正後の歳入歳出予算総額は1億1,502万4,000円となります。

次に、議案第42号 平成19年度むつ市水道事業会計補正予算についてであります。本案は、決算見込みにより補正するものでありまして、収益的収入及び支出において、収入では655万2,000円、支出では2,574万7,000円をそれぞれ減額しておりますほか、資本的収入及び支出において、収入では4億7,872万9,000円、支出では4億8,766万3,000円をそれぞれ増額しております。

なお、資本的収入及び支出には、公的資金補償金免除繰上償還制度に係る企業債の繰上償還金を追加しております。

次に、報告第1号 むつ市国民保護計画についてであります。本案は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律、いわゆる国民保護法の規定に基づき、市の国民の保護に関する計画として、むつ市国民保護計画を作成しましたので、同法の規定により報告するものであります。

次に、報告第2号についてであります。これは、平成19年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算についてでありまして、被保険者の療養給付費等の増大に伴い、関係予算を増額するため専決処分したものであります。

次に、報告第3号から報告第5号までの3報告についてであります。これらは、去る1月6日むつ市釜臥山スキー場駐車場において立木からの落雪によって発生した自動車の損傷事故及び去る

1月23日むつ市金谷公園駐車場においてむつ市民体育館の屋根からの落雪によって発生した自動車2台の損傷事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、議会の委任をいただいているところにより、専決処分したものであります。

以上をもちまして、上程されました52議案5報告について、その大要を申し上げましたが、細部につきましては、議事の進行に伴いましてご質問により詳細ご説明申し上げます。

何とぞ慎重ご審議の上、原案どおり御議決及びご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村中徹也） これで、提案理由の説明を終わります。

散会の宣告

○議長（村中徹也） 以上で、本日の日程は全部終わりました。

お諮りいたします。3月3日から5日までは議案熟考のため休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、3月3日から5日までは議案熟考のため休会することに決定いたしました。

なお、3月1日と2日は休日のため休会とし、3月6日は議案質疑、委員会付託、一部採決、予算審査特別委員会設置及び付託、予算審査特別委員会委員の選任を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後 3時19分 散会

議席表

23番 川端 一 義 議員
26番 佐々木 肇 議員